

新 都 第 2 3 9 号
令 和 2 年 8 月 2 8 日

中央区自治協議会委員 各位

都市政策部都市計画課長

新潟市都市計画マスタープランの改定について（報告）

標記について、別紙のとおりご報告いたします。併せて選出母体等にお伝えくださいますようお願いいたします。

担当：都市政策部都市計画課 馬場
TEL025-226-2679 内線 32680

新潟市都市計画マスタープランの改定について

◎都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスタープラン改定を見据えた見直し

- ・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に即した見直しを行う。

○「都市マス」策定から10年以上が経過

- ・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

■今後の進め方

○有識者で構成される「都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置し、令和3年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び市議会へ随時、報告しながら、市議会にて議決を予定

■各区自治協議会へのお願い

○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たりご意見をお願いしたい。

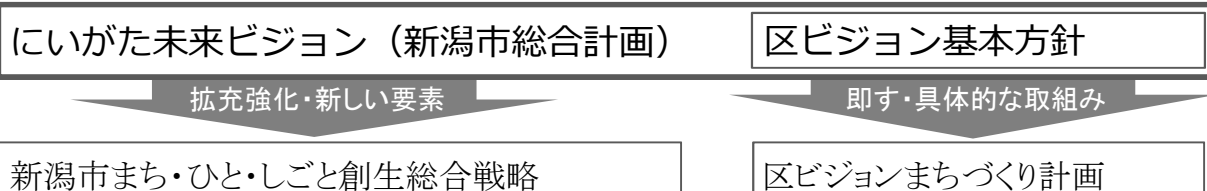
※ 現在の都市マスにおける「区別構想」は、別添のとおり

○スケジュール

概ね年内中に区別構想の素案を提示しますので、意見聴取をお願いします。

都市計画マスタープランの位置づけと構成

市政全般(新潟市計画)



広域計画 (新潟県計画)

新潟都市計画区域 マスタープラン

即す

即す

各分野

都市計画

都市計画マスタープラン

交通

にいがた都市交通戦略プラン

住宅

新潟市空き家等対策計画

産業

新潟市企業立地プラン

公共施設等

新潟市財産経営推進計画

福祉

新潟市地域福祉計画

防災

新潟市国土強靱化地域計画

景観

新潟市景観計画

⋮

都市計画

新潟市都市計画基本方針 (都市計画マスタープラン)

住宅・工業・商業の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設に関する まちづくりの基本方針

全体構想 市全域を対象とした長期的な展望を示す

- ・人口減少社会に適合したまちづくり
- ・災害に強いまちづくり

8つの区別構想 区を対象とした将来像と方向性を示す

- ・区として特に力を入れて取り組むことを明示

即す

個別施策・事業

- 土地利用における規制・誘導
- 都市施設の整備

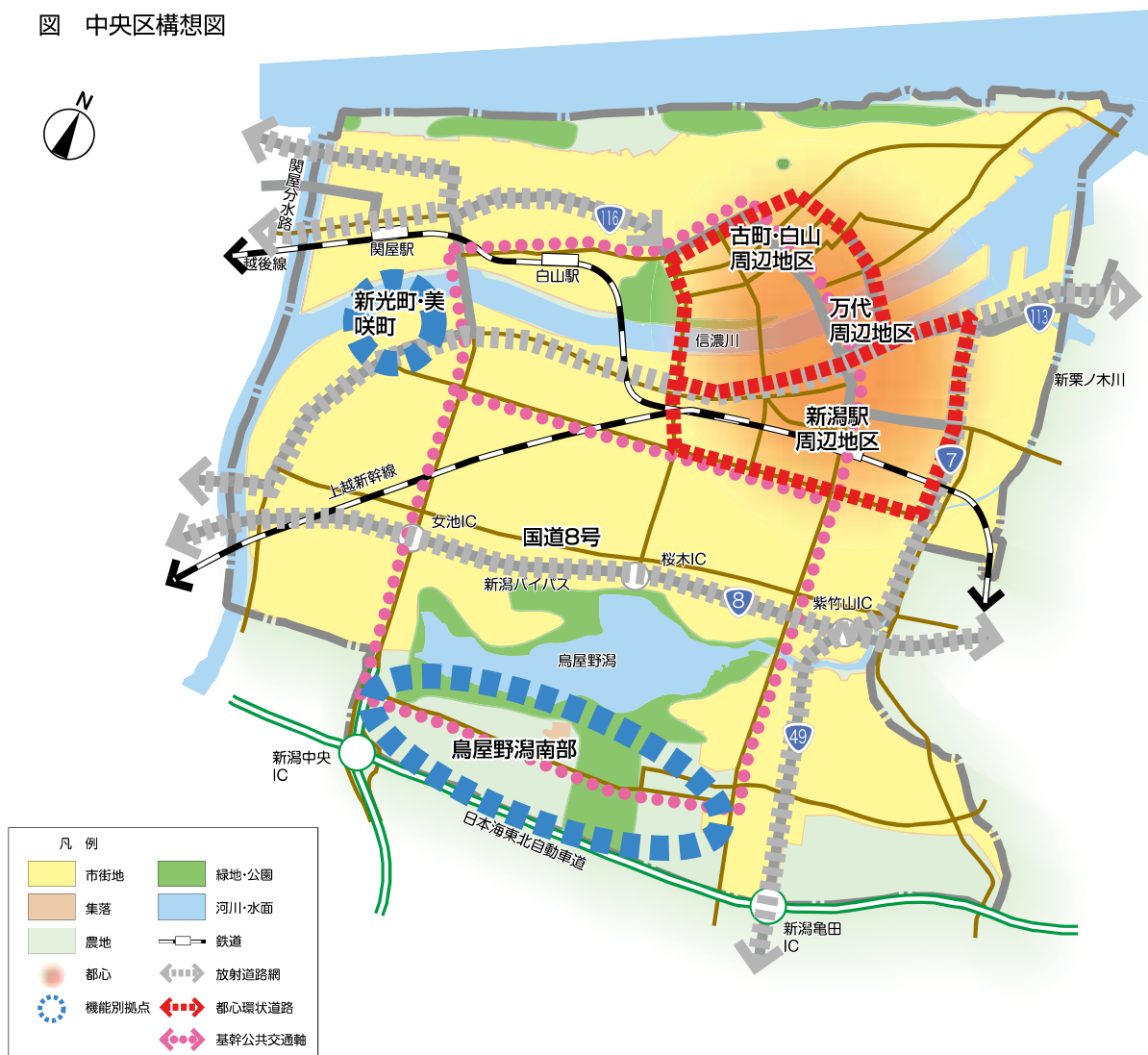
中央区

《中央区の将来像》 -区ビジョン基本方針より-
 ～都心が賑わい、人々が集い交流する水辺のまち～

《区づくりの方向性》

- ①日本海拠点都市新潟の中心核として、都心の活性化のための施策や新潟駅周辺地区の整備など、都市の拠点づくりに取り組むことにより、まちの賑わいと都市の魅力を高めます。
- ②基幹公共交通軸の強化など誰もが快適に移動しやすい交通環境や、まちなか居住の促進など良好な住環境の整備を行なうとともに、景観に配慮した「まちなみ」の形成を行ない、住んで快適、訪れて楽しい空間を創造します。
- ③鳥屋野潟および周辺の緑地や信濃川、海岸林における豊かな自然を保全し、市民生活の安全を確保する施設として整備を促進するとともに、潤いとやすらぎを提供する水辺空間として活用を図ります。

図 中央区構想図



区別構想改定に伴うスケジュールについて

令和2年8月28日

中央区建設課

■ スケジュール（予定）

	自治協第4部会	自治協全体会議
8月		① 都市計画課からの説明（本日）
9月	② 区別構想素案の検討状況報告	
10月	③ 区別構想素案の説明	
11月		④ 区別構想素案の説明
12月		⑤ （ご意見への対応）
1月		⑥ 区別構想素案確定版の報告